

出場承諾書・誓約書 兼 もてぎ・鈴鹿(MS)共済会加入申込書

参加クラス

株式会社モビリティランド／競技会主催者 殿

私は、本大会特別規則をはじめ国際モータースポーツ競技規則、国内競技規則など本競技に関わるモータースポーツ競技諸規則を承認し遵守いたします。また、競技運転者は参加種目について標準能力を持ち、参加車両についてもコースまたはスピードに対して適性があり、競争が可能であることを申告いたします。

私は、モータースポーツが危険性を伴う競技であることを十分認識の上、自己の責任において誠実かつ適切に競技を遂行するとともに、本競技に関連して万一事故が発生し、私や私の関係者が被害を被ることがあっても、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)をはじめ競技関係者(団体および個人)の方々に対していかなる責任も追及することはいたしません。以上誓約いたします。

私は、本大会特別規則をはじめ国際モータースポーツ競技規則、国内競技規則など本競技に関わるモータースポーツ競技諸規則を承認し遵守いたします。また、競技運転者は参加種目について標準能力を持ち、参加車両についてもコースまたはスピードに対して適正があり、競争が可能であることを申告いたします。

私は、モータースポーツが危険性を伴う競技であることを十分認識の上、自己の責任において誠実かつ適切に競技を遂行するとともに、本競技に関連して万一事故が発生し、私や私の関係者が被害を被ることがあっても、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)をはじめ競技関係者(団体および個人)の方々に対していかなる責任も追及することはいたしません。また、参加料はいかなる理由があっても返済の請求はいたしません。以上誓約いたします。

年 月 日

ドライバー署名 捺印

ドライバー保護者署名 捺印 ※1

ピットクルー①署名

ピットクルー①保護者署名 捺印 ※1

ピットクルー②署名

ピットクルー②保護者署名 捺印 ※1

※ピットクルーの登録は16歳以上の方となります。

【※1 ドライバー、または、ピットクルーが20歳未満の場合】

◆印鑑証明書(発効日より3ヶ月以内のもの)1通の提出と、親権者または保護者の署名および実印(印鑑登録証明書と同じもの)で捺印が必要です。

【20歳未満のドライバーの、競技会参加に関する「未成年者競技会出場承諾書・誓約書」の提出について】

◆出場ドライバーが20歳未満の場合は、出場承諾のために、当該ドライバーの親権者(または保護者)の署名、実印の捺印、その実印の印鑑証明書(発行日より3ヶ月以内のもの)1通を併せてご提出ください。ただし、事前に承諾書・誓約書を提出したレースに限り、年間に1通の印鑑証明書の提出で、競技への参加が認められます。

個人情報に関するご案内

取得した個人情報は、以下の範囲で利用させていただきます。
当社からのご案内の送付、エントリーリスト及び公式プログラム・ホームページなどへの氏名等の掲載。
また、レース運営に必要な相手先に情報提供をする場合があります。ご提供いただいた個人情報は厳重に管理し、上記の範囲を超えて利用することはありません。
なお、利用目的や情報開示につきましては、ツインリンクもてぎオフィシャルホームページをご確認ください。